



清潔できれいな街づくり

快適な環境の中で生活することは、誰もが願っていることです。

ごみのない清潔できれいな街をつくるため、空き缶やたばこの吸い殻などの散乱防止対策及び地域の状況に合わせた不法投棄防止対策や放置自動車対策を行っています。



1 ポイ捨て、歩行喫煙防止対策

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例(ポイ捨て・喫煙禁止条例)」は、ごみが散乱しにくい街づくりを目的に制定したものです。この条例は、市内全域で空き缶やたばこの吸い殻をはじめとする、ごみのポイ捨てを禁止しているほか、歩きたばこをしないよう努めなければならないこと、屋外で喫煙する場合は、携帯用吸い殻入れを持つよう努めなければならないことを定めています。

横浜市 喫煙禁止地区

たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の皆さんの安全を守るとともに、吸い殻のポイ捨ての防止を図るため、特に人通りが多い市内8地区を喫煙禁止地区に指定しています。

喫煙禁止地区内では

屋外の公共の場所での喫煙行為は禁止となります(火のついたたばこを持つことも含まれます)。

路面標示



標識



喫煙禁止地区内には路面標示や標識を設置しています。

喫煙禁止地区等指導員が巡回し、違反者への指導を行っています。(違反者は罰則(過料2,000円)の対象となります。)



横浜駅周辺地区



みなとみらい21地区



関内地区



鶴見駅周辺地区



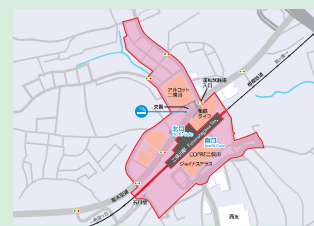
東神奈川駅周辺地区



新横浜駅周辺地区



戸塚駅周辺地区



二俣川駅周辺地区

(2020年7月時点)

【問合せ先】 街の美化推進課 電話:671-2556 FAX:663-8199

清潔できれいな街づくり

2 歩道、駅前広場等のクリーンアップ

横浜市では、市内でも特に市民や観光客などが訪れ、市の顔ともいべき都心部と、各区の主要な駅周辺を美化推進重点地区に指定しています。

現在、この重点地区は横浜駅周辺やみなとみらい21、関内、伊勢佐木・野毛、山下・元町、新横浜地区の都心部を含め、市内に27か所(令和3年度からは28か所)あり、歩道清掃や啓発活動などを実施しています。

また、地域の皆さんにもご協力をいただきながら、各区で美化・清掃活動などを実施しています。

皆さんも、ごみのポイ捨てや歩きたばこをしないよう、また、自動販売機の回収容器には缶・びん・ペットボトル以外のものを入れないよう、ご協力をお願いします。



3 不法投棄の防止



不法に投棄された廃棄物の早期撤去を行うほか、不法投棄されやすい地域で夜間監視パトロールを実施するなど、防止対策を進めています。

不法投棄を見つけたら、車のナンバーなど証拠となることを警察(110番か所管警察署)または各区役所の資源化推進担当(P.35)へご通報ください。

4 放置自動車対策

放置自動車については、市民の方々からの通報等をもとに、様々な調査を行っています。その結果、所有者の判明した車両については所有者に撤去していただきます。所有者が判明しない車両は、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例に基づき、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

対象は、10日以上放置されている自動車及び125ccを超えるバイクです。

●**放置自動車**を見つけたら…

電話：671-3817



【問合せ先】 街の美化推進課 電話:671-3817 FAX:663-8199 または各区の資源化推進担当(P.35)